

Citizen
C&L
Law

市民と法

No.69
2011/6月

大論公論

会社分割の濫用

難波 孝一

【論説／解説】

・不動産登記代理委任と法令遵守確認義務(7)
——委任論と機関論の相克、埼玉訴訟判決の
二つの意味と5号相談概念の混迷——

渋谷陽一郎

特集

大震災・大災害の
法律相談

- ① 震災の法律相談 Q & A 弁護士法人 淀屋橋・山上合同
- ② 大震災・大災害と人事労務管理上の諸問題 岩出 誠
- ③ 東日本大震災にみる不動産と復興計画・復興立法をめぐるとの諸問題 坂和 章平
- ④ 大規模災害発生直後における司法書士の法律相談をはじめとする対応 伊藤 浩平
- ⑤ 現地に赴き法律相談を 芝 知美
- ⑥ 東日本大震災と風評損害(1) 升田 純

Topic 市民救援基金で震災復興を支援する

安藤 信明

最新重要判例解説／簡裁民事実務研究／平成時代の借地・借家の裁判例／
簡裁民事実務ノート／実務 涉外登記入門／先例と実務の隘路を問う／
司法書士執務現場報告／商業登記実務相談室／裁判と登記／司法書士の「心象風景」／
四方処視／オー／ ミステイク／登記所情報

大論公論 会社分割の濫用 熊本地方裁判所長 難波 孝一 1

【論説／解説】 ・不動産登記代理委任と法令遵守確認義務(7)
 ——委任論と機関論の相克、埼玉訴訟判決の二つの意味と
 5号相談概念の混迷—— 司法書士 渋谷陽一郎 2

◆特集 大震災・大災害の法律相談◆

◆ 震災の法律相談Q&A 弁護士法人 淀屋橋・山上合同 12

◆ 大震災・大災害と人事労務管理上の諸問題
 千葉大学法科大学院客員教授・青山学院大学客員教授・弁護士 岩出 誠 77

◆ 東日本大震災にみる不動産と復興計画・復興立法を
 めぐる諸問題 弁護士 坂和 章平 94

◆ 大規模災害発生直後における司法書士の法律相談を
 はじめとする対応 司法書士 伊藤 浩平 106

◆ 現地に赴き法律相談を 司法書士 芝 知美 116

◆ 東日本大震災と風評損害(1) 中央大学法科大学院教授・弁護士 升田 純 122

Topic 市民救援基金で震災復興を支援する
 日本司法書士会連合会統合災害対策本部事務局次長 安藤 信明 131

◎司法書士執務のための最新重要判例解説
 ・土地の質貸人および転貸人が、転借人所有の地上建物の根拠当権者に対し、借地権の消滅を来すおそれのある事実
 が発生したときは通知する旨の条項を含む念書を提出した場合とその不履行をしたときの損害賠償責任（最一小判
 平22・9・9） 132

・定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益（最一小判平22・10・8） 136

■簡裁民事実務研究28
 過払金返還請求訴訟事件における過払金返還債務の承継(1) 大阪簡易裁判所判事 柏森 正雄 140

■平成時代の借地・借家の裁判例(17) 中央大学法科大学院教授 升田 純 145

■簡裁民事実務ノート50
 事例による和解条項案作成のポイント(28) 清水簡易裁判所判事 近藤 基 149

■実務 涉外登記入門⑦
 外国会社の登記における宣誓供述書 NPO法人涉外司法書士協会会員・司法書士 草薙 智和 158

■先例と実務の隘路を問う
 日本のADR法による認証紛争解決事業者は北米型のメティエーションモデルを
 どこまで活用することができるか(8) 司法書士 加藤 俊明 160

■司法書士執務現場報告
 最近の任意売却の対応 司法書士 松井 直子 162

■商業登記実務相談室54
 定時総会終了後の登記実務
 日本司法書士会連合会登記制度対策部商事法務WT部委員・司法書士 尾方 宏行 164

●裁判と登記 不動産登記訴訟とその登記手続(8) 司法書士 加藤 俊明 167

●司法書士の「心象風景」【第3回】 司法書士・北田基司編(2) 司法書士 猪股 秀章 168

【四方処視】 この悲しみをいつの日かほぐさん 174
 【オー！ ミステイク】 死者を被告とする訴訟 175
 【登記所情報】 166 / 【中民研定例会報告】 139

会社分割の濫用



熊本地方裁判所長

難波 孝一

大論公論

近時、経営コンサルタント、税理士、司法書士、
 弁護士等の指導の下に、債務超過に陥って倒産状
 態にある株式会社について、会社分割制度を利用
 して事業再建を図る手法が用いられている。会社
 分割の手法を用いている中には、倒産状態にある
 会社が一方で事業を継続しながら、他方で、債権
 者の支払いを免れるために債権者の同意を得ること
 なく会社分割を実行し、その結果、分割会社(旧
 会社)に残された債権者が著しい不利益を被ると
 いう事態が発生している。いわゆる会社分割制度
 の濫用という問題である。

会社分割制度が設けられた主要な動機は、経営
 効率化のため、事業の一部を別会社(子会社)化
 したり、事業の一部をグループ外に切り離す形で
 移転したりすることを容易にするためである。制
 度創設前も、その目的のためには、現物出資等
 による子会社の設立、事業譲渡等の方法がないわけ
 ではなかった。しかし、それら既存の制度には、
 債務を移転するには債権者の個別の同意がある等
 の手続上の繁雑さがあった。この繁雑さを解消す
 るために会社分割制度はそれらの手続を不要にし
 ている(江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』816
 頁)。また、平成17年法律第87号による改正前の商
 法によれば、会社分割に際して、「各会社ノ負担ス
 ベキ債務ノ履行ノ見込アルコト及其ノ理由ヲ記載
 シタル書面」を要求していたが、会社法施行時
 には「債務の履行の見込みに関する事項」を記載
 した書面の備え置きにとどめた(会社法施行規則205
 条7号)。これらは会社分割を容易かつ迅速に行え
 るようにするためであったと思われる。

会社分割が、債権者の同意を得ることなく、債
 務の履行の見込みがあることを要件とすることな
 く行えることになったことから、倒産状態にある
 株式会社が、事業再建を図る手段として会社分割
 制度を利用するようになった。事業再建はスピー
 ドが命であり、その意味で会社分割制度は魅力的
 な手段である。しかし、倒産状態にある株式会
 社が一方で事業を継続しながら、他方で、債権者
 への支払いを免れるために債権者の同意を得ること
 なく会社分割を実行し、その結果、分割会社(旧
 会社)に残された債権者が著しい不利益を被ると
 いう事態は、本来法が予定していた会社分割の利
 用方法とはいえないであろう。そこで、不利益を
 被っている債権者、破産管財人は、会社法22条1
 項の類推適用、許書行為取消権の行使、破産法上
 の否認権の行使、法人格否認の法理の適用等、お
 よそ考うる法的手段を駆使して、債権回収を図
 るよう努力している。

濫用的会社分割における問題の本質は、会社分
 割前は、同じ扱いを受けていた債権者が、会社分
 割によって、分割会社に残った債権者と新設会
 社に移った債権者との間に不平等が生じ、この不
 平等をどのように解消すべきかという点にある。上
 記手段はいずれもその解消手段である。しかし、
 濫用的会社分割に対する抜本的対策としては、立
 法による解決が望ましく、現在、法制審議会でこ
 の点が審議されているようであり、その動向が大
 いに注目されることである。